

平成 25 年 6 月 4 日

消費者トラブルにあわないために  
～法律から学ぼう 暮らしの知恵～

主催：埼玉県消費生活支援センター  
於：大宮ソニックシティホール 4 階国際会議室

小島法律事務所 弁護士 小島幸保

## 第 1 消費者トラブルの最近の傾向

- 被害の額が高額（社債・未公開株、出資金等の投資商品の詐欺事例）
- 内容が複雑
- インターネットや SNS を利用するもの
- 二次被害
- 劇場型勧誘
- 外国通貨詐欺
- 点検商法

## 第 2 契約に関する知識

- 契約とは、一定の当事者間において締結される法律上の拘束力を持つ合意
- 契約自由の原則を貫くと、消費者に過度に不利益となることがある
- しかし、契約解除は、簡単に認められるものではない

## 第 3 消費者の味方となる法律

- 消費者契約法  
事業者と消費者の格差による消費者の不利益（消費者被害）を防ぐため、消費者契約に広く適用される民事ルールを定めた法律  
◇ポイント
  - 契約の取消しを認める
  - 法違反の内容を含む条項を無効にする
- 特定商取引に関する法律  
消費者トラブルの多い特定の 7 類型が対象  
事業者の行為を規制し、トラブル防止のためのルールを定める  
◇7 類型とは・・・訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売・通信販売・  
特定継続的役務提供・連鎖販売取引・業務提供誘因販売取引

- ◇被害を防止・防止するためのルール
  - 書面の交付義務
  - クーリング・オフ
  - 訪問販売による過量販売契約の解除
  - 契約の取消し
  - 中途解約
- ◇クーリング・オフ
  - 不意打ち的に勧誘を受けたりすると、消費者は冷静に判断できないまま契約してしまう傾向があるので、契約後も一定期間は、消費者が頭を冷やして考えなおせる機会を与える
- ◇クーリング・オフの効果
  - 契約は初めからなかったことになる。
- ◇クーリング・オフができる期間
  - 8日間または20日間
  - 通信販売は、クーリング・オフできない。
- ◇クーリング・オフの方法
  - クーリング・オフ期間内に、書面を出す。

#### 第4 民法の改正

制定以来 約120年ぶりの抜本改正が予定されている  
 民法を時代に合わせる取り組み  
 判例の積み重ね等により一般化したルールを盛り込む

#### 第5 成年後見

財産管理能力が低下した人を保護するのが目的  
 成年後見人となると、被後見人の財産を管理する権限が与えられるが、権利とともに、義務も伴う（裁判所のチェックを受ける）  
 被後見人は遺言や贈与ができなくなり、不動産の売却も難しくなる

#### 第6 最後に

消費者も知識を身につけよう！  
 ウマイ話には注意。本当に必要かどうかを判断する  
 とにかく相談する  
 高齢者の立場で考え、みんなで見守る

以上